「480」、「481」及び「482」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
480	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	1ℓ				
481	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ			
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				
482	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	60ℓ		60ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	10ℓ				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められ、内張り、プラスチック袋又はこれらと同等に有効な中間容器によつて密封されること。
3）等級が2の輸送許容物件の場合、内装容器はネジ山の付いた密閉機構を有し、充分な量の不活性の緩衝材及び吸収材とともに詰められること。
4）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
5）シリンダーは鋼製であって、0.6MPa（6bar）以上の試験圧力による初回の試験及び10年ごとの試験を受けたものに限ること。また、当該シリンダーにより輸送する場合、内部ゲージ圧力が20kPa（0.2bar）以上に保たれ、かつ、輸送許容物件が不活性の気体の状態であること。

「483」、「484」、「485」及び「486」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
483	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
		プラスチック製容器	1kg		
		金属製容器	1kg		
484	2	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	2.5kg		
		プラスチック袋製容器	1kg		
485	3	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	
		プラスチック製容器	2.5kg		
		金属製容器	5kg		
486	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	25kg	
		プラスチック製容器	10kg		
		金属製容器	10kg		
		プラスチック袋製容器	5kg		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。

「487」、「488」、「489」、「490」及び「491」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器	包装物当たりの許容質量	容器の種類
487	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	15kg	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	1kg				
		金属製容器	1kg				
488	1	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg		15kg	
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				